

令和5年11月30日提出

# 一宮市議会定例会議案

単 行



# 目 次

## 令和5年12月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第81号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1頁
議案第82号	特別職員の給与に関する条例の一部改正について	3頁
議案第83号	一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	5頁
議案第84号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について	27頁
議案第85号	一宮市退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について	30頁
議案第86号	一宮市犯罪被害者等支援条例の制定について	32頁
議案第87号	一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	36頁
議案第88号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について	39頁
議案第89号	一宮市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	45頁
議案第90号	一宮市水道事業給水条例の一部改正について	47頁
議案第91号	一宮市下水道条例の一部改正について	51頁
議案第92号	大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について	55頁
議案第93号	多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について	56頁
議案第94号	小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について	57頁
議案第95号	一宮市尾張一宮駅前ビルの管理に係る指定管理者の指定について	58頁
議案第96号	一宮地域文化広場及び尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について	59頁
議案第97号	市道路線の廃止及び認定について	60頁
議案第98号	損害賠償の額の決定について	72頁
議案第99号	令和4年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について	74頁

議案第100号	令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について .....	75頁
報告第24号	専決処分の報告について .....	76頁

議案第81号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

国会議員に係る期末手当の取扱いに準じて、市議会議員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第2条** 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**付 則**

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国の特別職に係る期末手当の取扱いに準じて、特別職員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第2条** 特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**付 則**

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第83号

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員の給与改正に準じて職員の給与を改正するため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。))にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。))にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 略</p>

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】  
 現行  
 全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		

47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				

	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700

47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		



	103	230,900	264,500	300,500		
	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	

	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	
	52	387,700	457,900	509,500	561,800	
	53	388,500	459,800	510,500	562,600	
	54	389,300	461,000	511,800	563,500	
	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
	56	390,700	463,400	514,400	565,300	
	57	391,400	464,400	515,400	566,200	
	58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	393,000	466,300	517,000	568,000	
	60	393,600	467,100	517,800	568,700	
	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		471,300	523,000		
	67		471,900	523,700		
	68		472,500	524,600		
	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

【別記4】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	

50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				

	109			333,200					
	110			333,600					
	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

【別記5】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600

47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			



103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		
152	306,300	338,300		
153	306,700	338,600		
154	306,900			
155	307,100			
156	307,400			
157	307,700			
158	308,000			

	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
	170							
	171							
	172							
	173							
	174							
	175							
	176							
	177							
	178							
	179							
	180							
	181							
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

第2条 一宮市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現</p>	<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の102.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現</p>

<p>在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u> )を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u> )を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u> )を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u> )を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 法第3条第1項の規定により採用された職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>
2	<u>422,000円</u>
3	<u>472,000円</u>
4	<u>533,000円</u>
5	<u>608,000円</u>
6	<u>710,000円</u>
7	<u>830,000円</u>

改正案

号給	給料月額
1	<u>380,000円</u>
2	<u>427,000円</u>
3	<u>477,000円</u>
4	<u>539,000円</u>
5	<u>615,000円</u>
6	<u>718,000円</u>
7	<u>839,000円</u>

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第5条 略	第5条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日等)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第15条の6第2項及び第3項並びに第16条第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

**第2条** 令和5年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

**第3条** 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一宮市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

**第4条** 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第84号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

職員に給与を支給する際、職員があらかじめ申し出たものを給与から控除することができるようにし、及び例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第1条** 一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与は、_____他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>第18条 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与は、<u>次項及び他の</u>条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 <u>宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が、職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。ただし、特別の定めがある場合には、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p> <p>第18条 略</p> <p><u>(給与からの控除)</u></p> <p>第18条の2 <u>職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるものは、別に法律で定めるものを除き、職員が給与から控除を申し出たもので、任命権者が適当と認めたものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与からの控除)</p> <p>第20条 職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるものは、別に法律で定めるものを除き、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p>



<p>別表第4 医療職給料表等級別基準職務表 (第4条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>栄養士職等給料表</u> 表略</p> <p>ウ 略</p>	<p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、職員が 給与から控除を申し出たもので、任命権 者が適当と認めたもの</u></p> <p>別表第4 医療職給料表等級別基準職務表 (第4条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>医療職給料表(2)</u> 表略</p> <p>ウ 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条の2の規定による申出は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例第20条第6号の規定による申出は、施行日前においても行うことができる。

一宮市退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

一宮市退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市職員の定年等に関する条例(昭和59年一宮市条例第3号)第3章に規定する他の職への降任等により消防司令補となった消防職員を、退職時点で消防司令補以下である職員に対してなされる退職手当の加算の対象者から除外するため、本案を提出する。

一宮市退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一宮市退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和37年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 消防職員(消防司令補_____、消防士長、消防副士長若しくは消防士である者をいう。以下同じ。)に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の3までの規定による退職手当の額に、その者の退職日給料月額又は特定減額前給料月額に付則別表に掲げる在職年数(適用日以後において消防職員であった期間に限る。)に応ずる同表の増加月数を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 消防職員(消防司令補(一宮市職員の定年等に関する条例(昭和59年一宮市条例第3号)第3章に規定する他の職への降任等により消防司令補となった者を除く。)、消防士長、消防副士長若しくは消防士である者をいう。以下同じ。)に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の3までの規定による退職手当の額に、その者の退職日給料月額又は特定減額前給料月額に付則別表に掲げる在職年数(適用日以後において消防職員であった期間に限る。)に応ずる同表の増加月数を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>5 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市犯罪被害者等支援条例の制定について

一宮市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の規定に基づき、一宮市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めるため、本案を提出する。

## 一宮市犯罪被害者等支援条例

(目的)

**第1条** この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための支援
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われるひぼう誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

(基本理念)

**第3条** 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害及び再被害(犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。)が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県、民間支援団体その他の関係者と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることがないように十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。  
(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る捜査並びに民事及び刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。  
(相談及び情報の提供等)

**第7条** 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。  
(経済的負担の軽減等)

**第8条** 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活に必要な支援を行うものとする。

3 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。  
(広報及び啓発)

**第9条** 市は、市民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。  
(人材の育成)

**第10条** 市は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。  
(個人情報の適切な管理)

**第11条** 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。  
(意見の反映)

**第12条** 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等その他市民からの意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。  
(支援を行わないことができる場合)

**第13条** 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができ

る。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第87号

一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、条文の整備等を行うため、本案を提出する。



一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中</p> <p>「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学</p>

前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学  
前子どもに該当する教育・保育給付認定子  
ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に  
掲げる小学校就学前子どもに該当する教  
育・保育給付認定子ども」と、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第13条第2項中「法第27条第3項第  
1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2  
項第3号の内閣総理大臣が定める基準によ  
り算定した費用の額」と、同条第4項第3  
号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」  
とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特  
別利用教育を受ける者を含む。)」と、同  
号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」  
とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特  
別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学  
前子どもに該当する教育・保育給付認定子  
ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に  
掲げる小学校就学前子どもに該当する教  
育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲  
げる小学校就学前子どもの区分に係る利  
用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる  
小学校就学前子どもの区分に係る利用定  
員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第  
1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2  
項第3号の内閣総理大臣が定める基準によ  
り算定した費用の額」と、同条第4項第3  
号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」  
とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特  
別利用教育を受ける者を含む。)」と、同  
号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」  
とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特  
別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)の一部改正に伴い、産前産後期間にある国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条第1項及び第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの</u></p>

期間(以下「産前産後期間」という。)  
のうち当該年度に属する月数を乗じて  
得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
基礎課税額の被保険者均等割額 当該  
出産被保険者につき第4条の規定により  
算定した被保険者均等割額の12分の1の  
額に、当該出産被保険者の産前産後期間  
のうち当該年度に属する月数を乗じて  
得た額として、次に掲げる世帯の区分に  
応じ、それぞれ出産被保険者1人につい  
て次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減  
額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,280円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,420円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減  
額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,800円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,700円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減  
額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6,080円

(イ) 多胎妊娠の場合 9,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の  
世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7,600円

(イ) 多胎妊娠の場合 11,400円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
後期高齢者支援金等課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第6条の規定  
により算定した所得割額の12分の1の額  
に、当該出産被保険者の産前産後期間の  
うち当該年度に属する月数を乗じて得  
た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
後期高齢者支援金等課税額の被保険者  
均等割額 当該出産被保険者につき第7  
条の規定により算定した被保険者均等

割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 840円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,260円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,400円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,100円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,240円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,800円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,200円

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 960円

第24条の2 略

- (イ) 多胎妊娠の場合 1,440円
- イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯
  - (ア) 単胎妊娠の場合 1,600円
  - (イ) 多胎妊娠の場合 2,400円
- ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯
  - (ア) 単胎妊娠の場合 2,560円
  - (イ) 多胎妊娠の場合 3,840円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
  - (ア) 単胎妊娠の場合 3,200円
  - (イ) 多胎妊娠の場合 4,800円

第24条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者

は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険

	<p><u>者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



一宮市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

一宮市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

学校給食共同調理場として、新たに一宮市東浅井給食センターを設置するため、本案を提出する。

一宮市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

一宮市学校給食共同調理場設置条例(昭和42年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(名称及び位置) 第2条 調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 参照】	(名称及び位置) 第2条 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市北部学校給食共同調理場	略

改正案

名称	位置
略	
一宮市北部学校給食共同調理場	略
一宮市東浅井給食センター	一宮市浅井町東浅井字大島1540番地1

付 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

一宮市水道事業給水条例の一部改正について

一宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市水道料金等審議会の答申に基づき、基本水量制を廃止し、水道料金の額等を改定するため、本案を提出する。

一宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一宮市水道事業給水条例(昭和35一宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(料金)</p> <p>第25条 料金の額は、次に掲げる基準により算出した合計額に消費税等の額として当該合計額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額とする。</p> <p>(1) 消火栓用以外の給水料金</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(2) 略</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの<u>料金(臨時に係る料金を除く。)</u>の額は、次のとおりとする。この場合においては、<u>第25条の規定の例により算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>使用水量が基本料金に係る水量(以下「基本水量」という。)の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した金額</u></p> <p>2 略</p>	<p>(料金)</p> <p>第25条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(2) 略</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの<u>当該月に係る基本料金の額は、基本料金の2分の1に相当する金額とする。</u></p> <p>2 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

メーターの口径	基本料金(1か月につき) (10立方メートルまでのもの)	超過料金(1か月につき) (1立方メートルにつき)
13ミリメートル	606円	10立方メートルを超え25立方メートルまでのもの 114円
20ミリメートル	611円	25立方メートルを超え50立方メートルまでのもの 173円
25ミリメートル	977円	50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの 229円
30ミリメートル	1,465円	
40ミリメートル	2,930円	
50ミリメートル	4,102円	

75ミリメートル		10,255円	100立方メートルを超えるもの	
100ミリメートル		17,433円	287円	
公衆浴場用	100立方メートルまでのもの	3,739円	100立方メートルを超えるもの	135円
臨時用	1立方メートルにつき200円			
略				

改正案

メーターの 口径	基本料金(1か月に つき)	従量料金(1か月につき)	
		使用水量	金額(1立方メートル につき)
13ミリメー トル	648円	10立方メートルまでのもの	15円
20ミリメー トル	654円	10立方メートルを超え25立方メー トルまでのもの	129円
25ミリメー トル	1,045円	25立方メートルを超え50立方メー トルまでのもの	188円
30ミリメー トル	1,568円	50立方メートルを超え100立方メー トルまでのもの	244円
40ミリメー トル	3,135円	100立方メートルを超えるもの	302円
50ミリメー トル	4,389円		
75ミリメー トル	10,973円		
100ミリメー トル	18,653円		
公衆浴場用	4,001円	100立方メートルまでのもの	15円
		100立方メートルを超えるもの	150円
臨時用	0円	1立方メートルにつき302円	
略			

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)の規定は、その計量期間(新条例第28条第2項に規定する計量期間をいう。以下同じ。)の全部がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に属する場合に係る料金の算定について適用し、

その計量期間の全部又は一部が施行日前の期間に属する場合に係る料金の算定については、なお従前の例による。

一宮市下水道条例の一部改正について

一宮市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市水道料金等審議会の答申に基づき、下水道使用料の額を改定するため、本案を提出する。

一宮市下水道条例の一部を改正する条例

一宮市下水道条例(昭和49年一宮市条例第48号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用料の算定基準)</p> <p>第19条 使用料の額は、次の各号に掲げる公共下水道の区分に応じ、当該各号の表に定める基準により算出した合計額に消費税等の額として当該合計額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額とする。ただし、第2号の規定により算出した使用料(事業用に係る使用料に限る。)の額が1使用月につき3,300円に満たない場合の当該使用月の使用料の額は、3,300円とする。</p> <p>(1) 一般区域公共下水道 【別記1 参照】</p> <p>(2) 特定区域公共下水道 【別記2 参照】</p> <p>2～4 略</p>	<p>(使用料の算定基準)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略 【別記1 参照】</p> <p>(2) 略 【別記2 参照】</p> <p>2～4 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

用途	基本使用料(1使用月につき)	従量使用料(1使用月につき)	
		汚水排除量	金額(1立方メートルにつき)
一般用	596円	10立方メートルまでのもの	8円
		10立方メートルを超え25立方メートルまでのもの	116円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでのもの	127円
		50立方メートルを超えるもの	132円
公衆浴場用	6,067円	200立方メートルまでのもの	0円
		200立方メートルを超えるもの	65円
臨時用	0円	1立方メートルにつき126円	
工場廃液用	0円	1立方メートルにつき126円	



改正案

用途	基本使用料(1使用月につき)	従量使用料(1使用月につき)	
		汚水排除量	金額(1立方メートルにつき)
一般用	745円	10立方メートルまでのもの	26円
		10立方メートルを超え25立方メートルまでのもの	134円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでのもの	145円
		50立方メートルを超えるもの	150円
公衆浴場用	6,674円	200立方メートルまでのもの	7円
		200立方メートルを超えるもの	72円
臨時用	0円	1立方メートルにつき150円	
工場廃液用	0円	1立方メートルにつき145円	

【別記2】

現行

用途	基本使用料(1使用月につき)	従量使用料(1使用月につき)	
		汚水排除量	金額(1立方メートルにつき)
家事用	596円	10立方メートルまでのもの	8円
		10立方メートルを超え25立方メートルまでのもの	116円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでのもの	127円
		50立方メートルを超えるもの	132円
事業用	0円	1立方メートルにつき90円	

改正案

用途	基本使用料(1使用月につき)	従量使用料(1使用月につき)	
		汚水排除量	金額(1立方メートルにつき)
家事用	745円	10立方メートルまでのもの	26円
		10立方メートルを超え25立方メートルまでのもの	134円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでのもの	145円
		50立方メートルを超えるもの	150円
事業用	0円	1立方メートルにつき113円	

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市下水道条例(以下「新条例」という。)の規定は、その確定期間(新条例第19条の2第2項に規定する確定期間をいう。以下同じ。)の全部がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に属する場合に係る使用料の算定について適用し、その確定期間の全部又は一部が施行日前の期間に属する場合に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

議案第92号

大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に令和5年6月27日に議決を得た、大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 大平島公園流域貯留施設築造工事
- 2 工事場所 一宮市朝日2丁目地内
- 3 工事概要 流域貯留施設の築造工事  
(1) 流域貯留施設工事一式  
(2) 流入施設工事一式  
(3) 放流施設工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 変更前 276,100,000円  
変更後 298,366,200円
- 6 契約の相手方 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地  
大興建設株式会社

議案第93号

多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に令和5年6月27日に議決を得た、多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 多加木公園流域貯留施設築造工事
- 2 工事場所 一宮市多加木5丁目地内
- 3 工事概要 流域貯留施設の築造工事
  - (1) 流域貯留施設工事一式
  - (2) 流入施設工事一式
  - (3) 放流施設工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 変更前 650,100,000円  
変更後 1,104,754,200円
- 6 契約の相手方 渡邊・平野特定建設工事共同企業体
  - 代表者 一宮市萩原町富田方字上畑33番地  
株式会社渡邊組
  - 構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地  
平野建設株式会社

小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について

次のとおり消防団において使用する小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 小型動力ポンプ付積載車(B2級)
- 2 台 数 2台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 32,469,200円
- 5 契約の相手方 名古屋市中区千代田四丁目9番6号  
萬茂防災株式会社

## 一宮市尾張一宮駅前ビルの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市尾張一宮駅前ビルの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例(平成24年一宮市条例第26号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市尾張一宮駅前ビル	一宮市栄3丁目1番2号

## 2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 共同事業体の名称

トヨタエンタプライズ・アイシーシー共同事業体

## (2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社トヨタエンタプライズ	名古屋市中村区名駅四丁目4番10号

## (3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社アイ・シー・シー	一宮市栄4丁目6番8号

## 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

一宮地域文化広場及び尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮地域文化広場及び尾西文化広場の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市文化広場条例(昭和55年一宮市条例第31号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮地域文化広場	一宮市時之島字玉振1番地1
尾西文化広場	一宮市祐久字外浦36番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ハマダスポーツ企画株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3年間)

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康





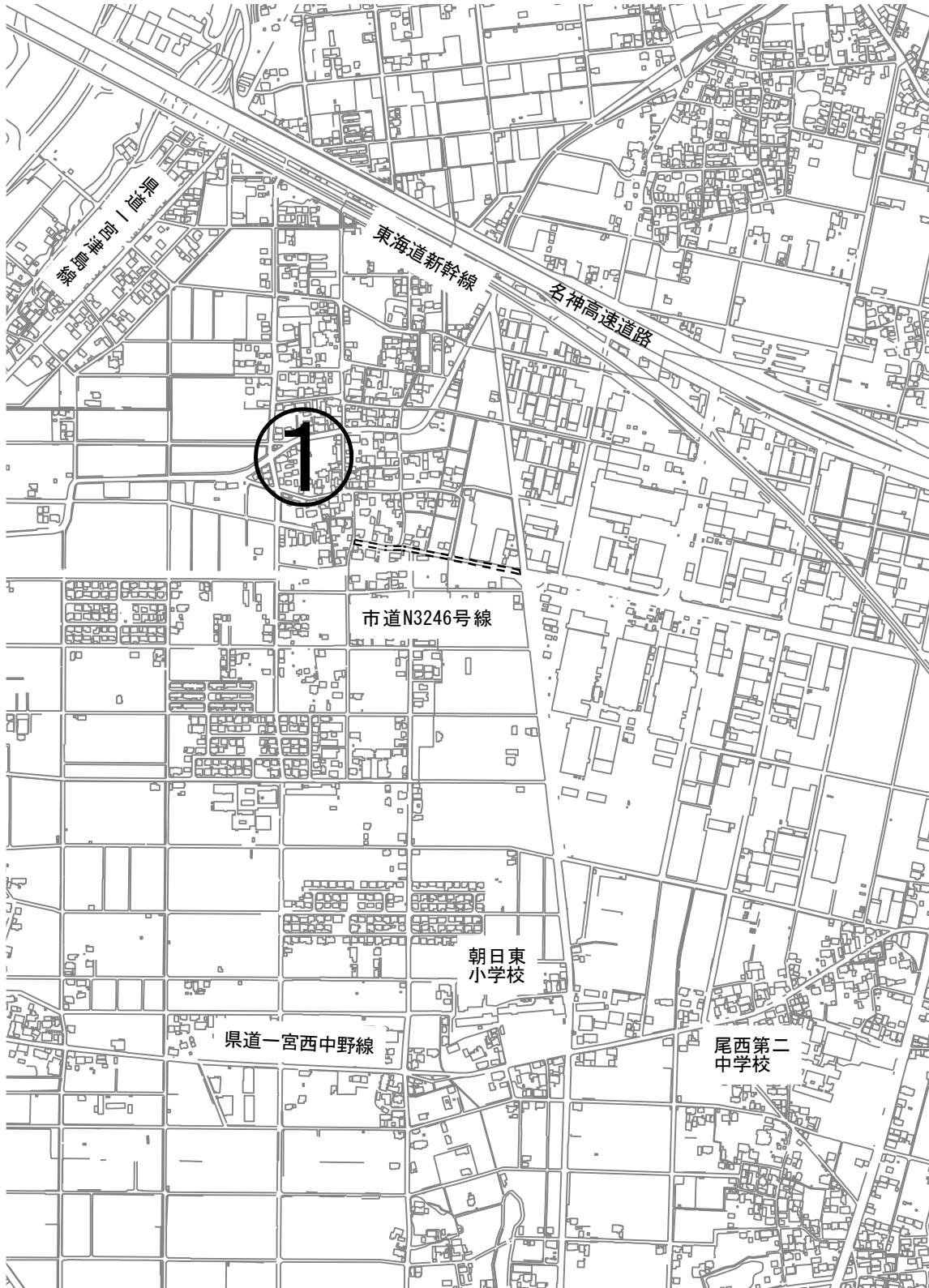
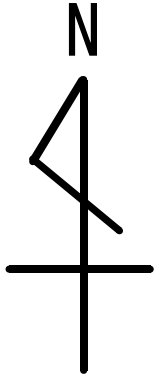


凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

# 案内図

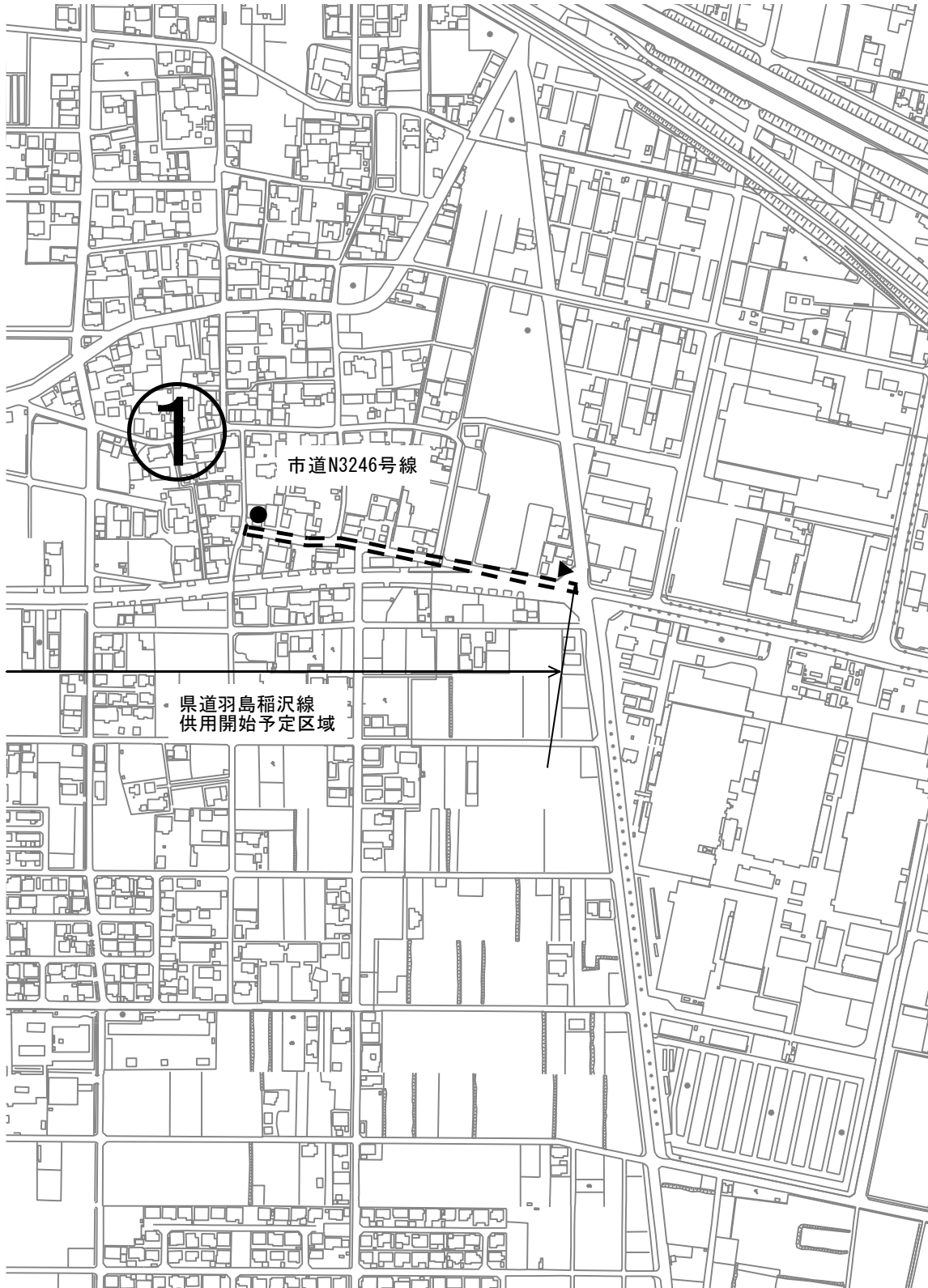
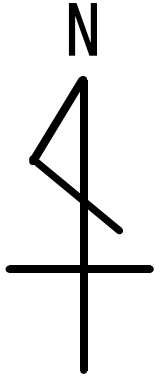
S=1 / 10,000



路線廃止

# 位置図

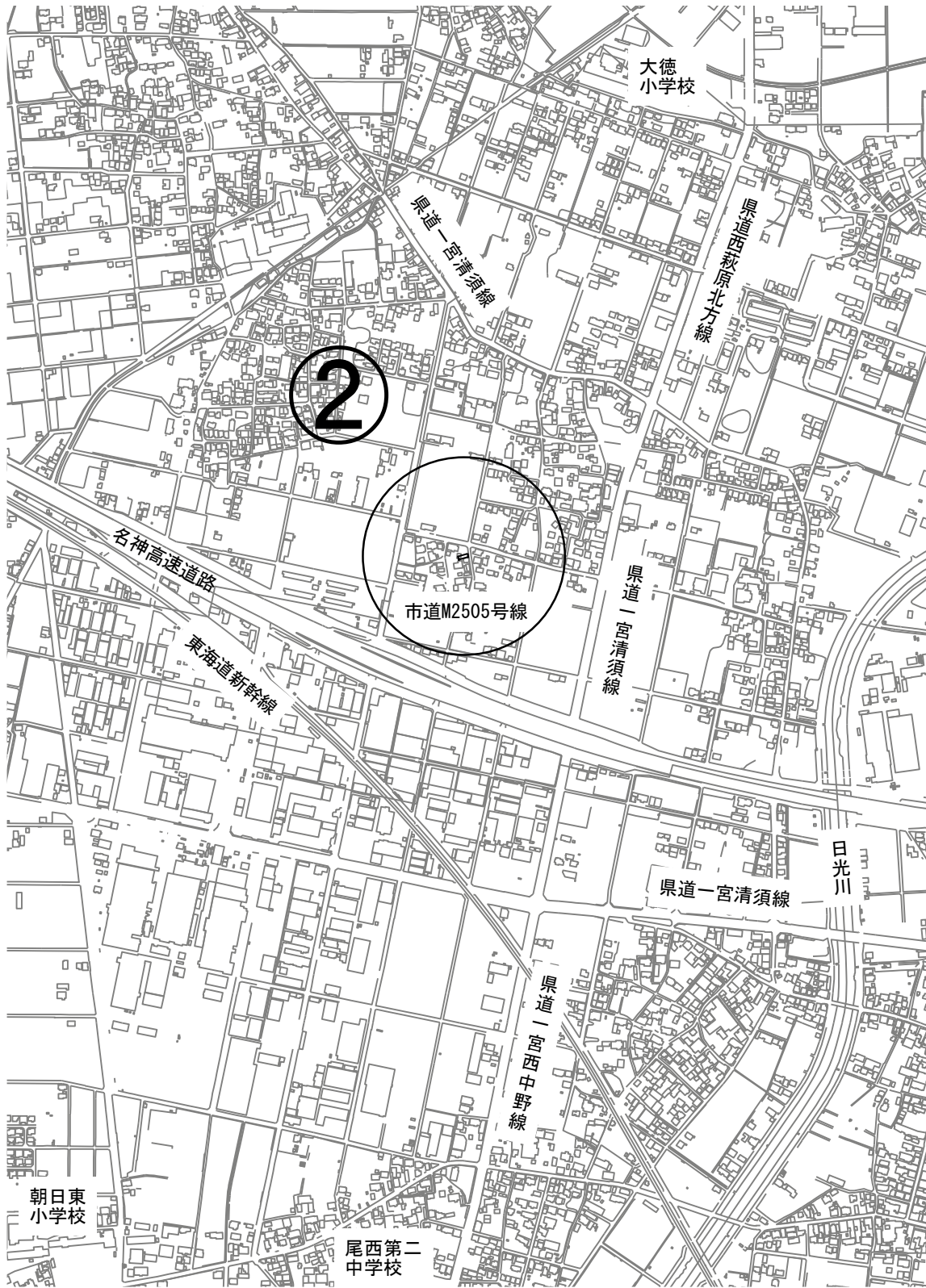
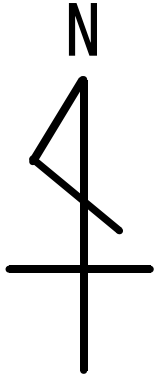
S=1 / 5,000



路線廃止

# 案内図

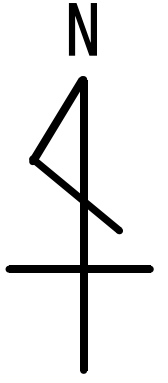
S=1 / 10,000



路線廃止

# 位置図

S=1 / 2, 500

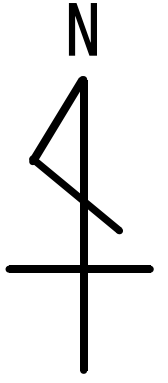




路線廃止

# 案内図

S=1 / 10,000

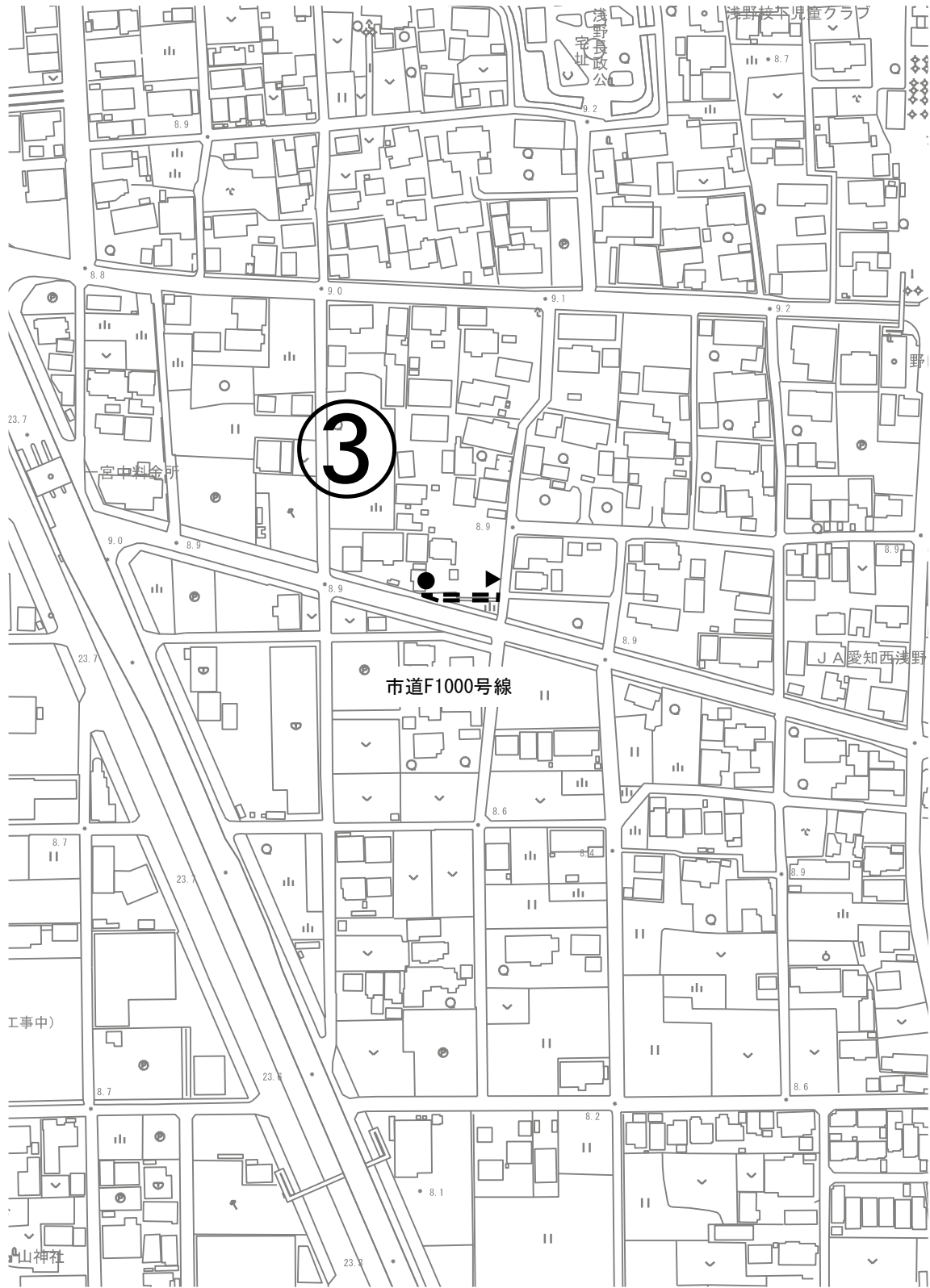
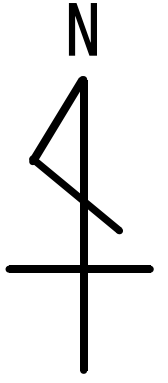




路線廃止

# 位置図

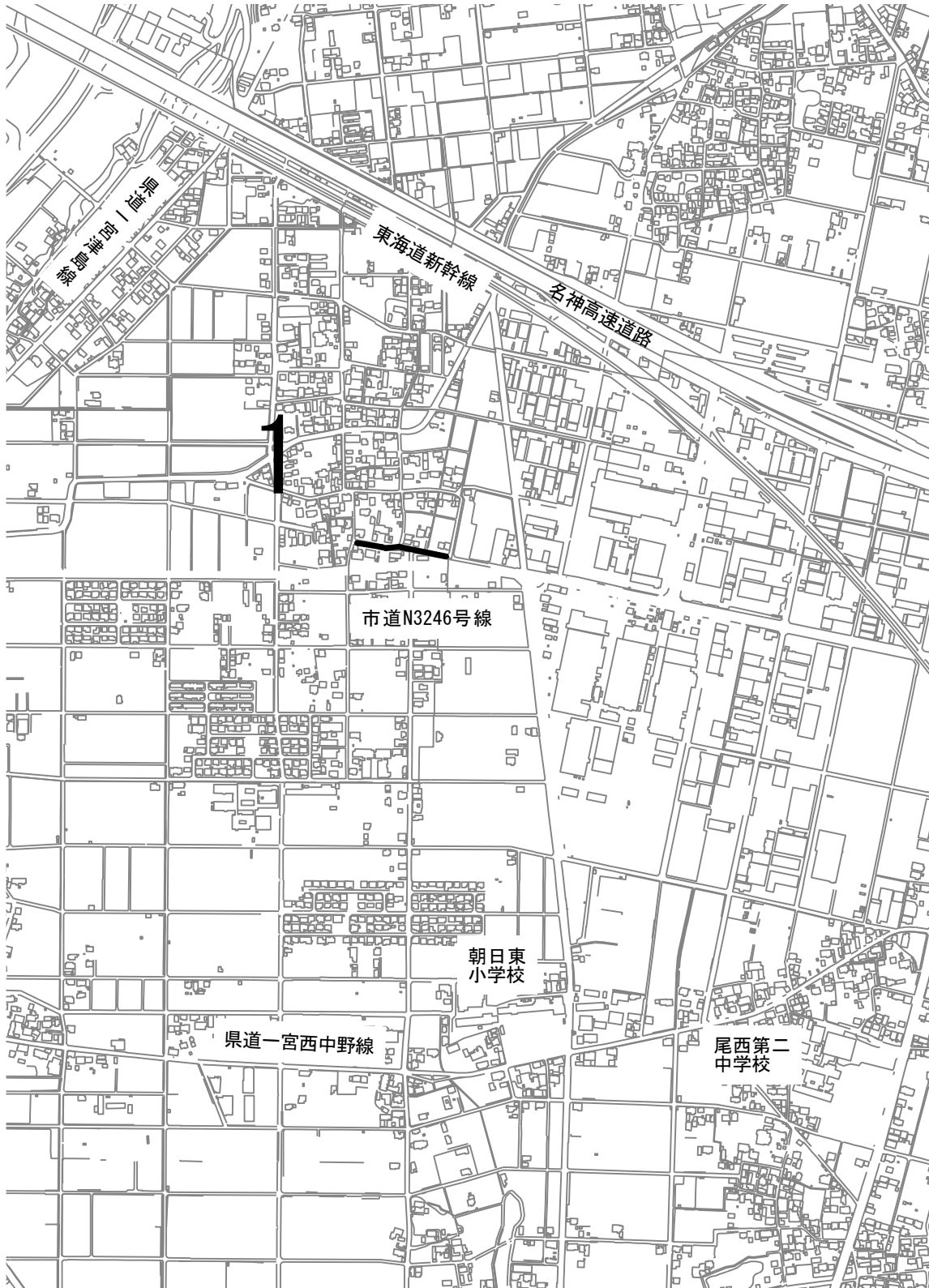
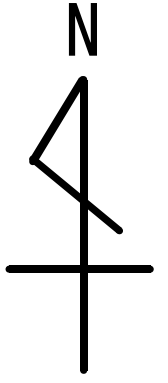
S=1/2,500



路線認定

# 案内図

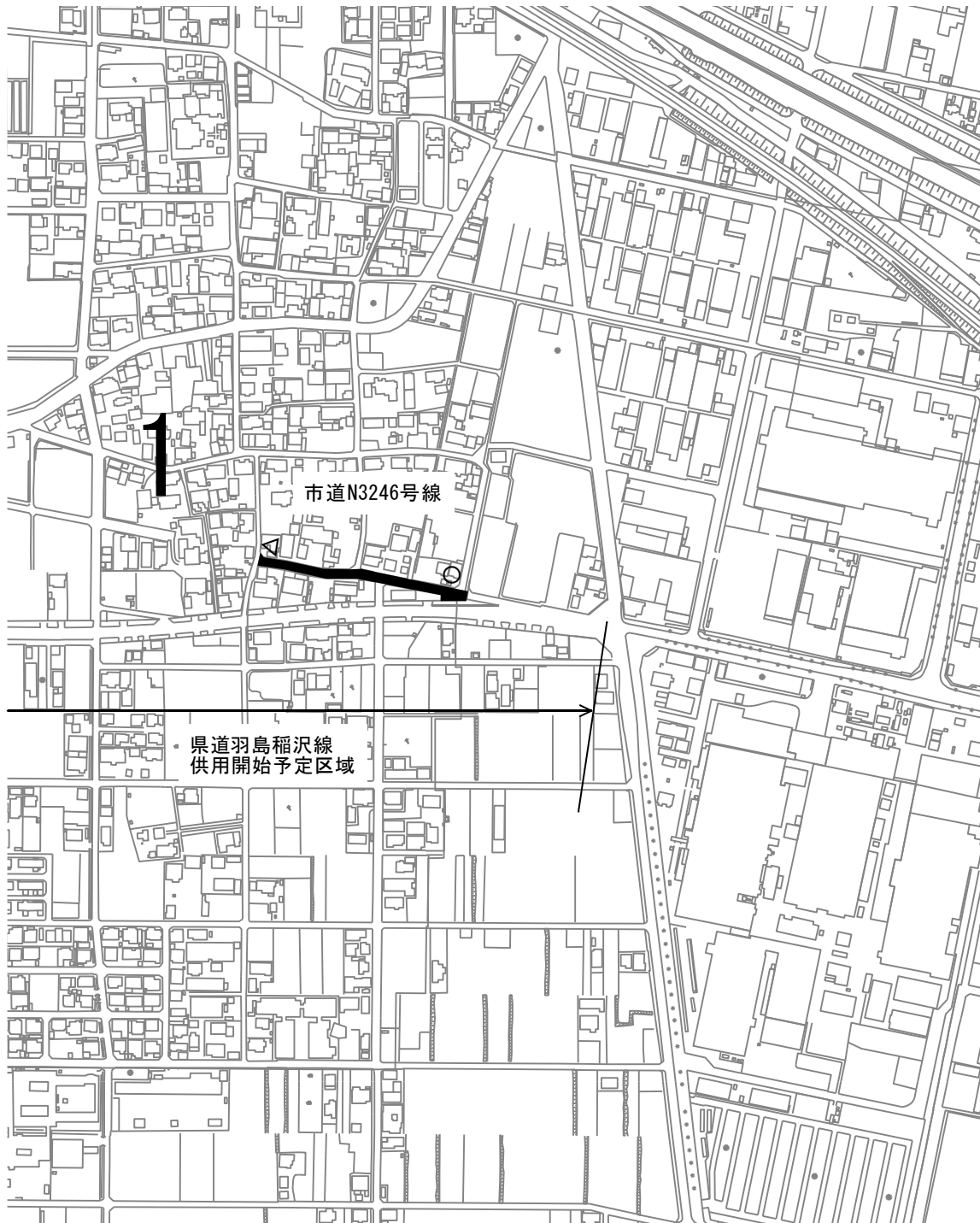
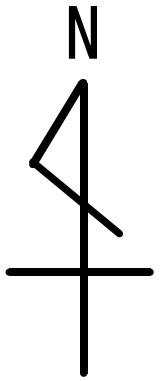
S=1 / 10,000



路線認定

# 位置図

S=1 / 5,000



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
1	市道N3246号線	163.89	7.0~11.8

損害賠償の額の決定について

一宮市立市民病院における医療過誤に対する損害賠償請求訴訟事件に係る裁判上の和解に伴う損害賠償の額の決定について、一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

1 訴訟事件の内容

(1) 事件の当事者

ア 原告

患者

イ 被告

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市病院事業管理者 松浦 昭雄

(2) 事件名

名古屋地方裁判所民事第4部 令和4年(ワ)第3189号損害賠償請求事件

(3) 訴えの提起の日

令和4年5月16日

(4) 請求の趣旨

ア (第一次的請求)

被告は、原告に対し、3,008万6,783円及びこれに対する令和3年2月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

イ (第二次的請求)

被告は、原告に対し、2,735万1,621円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

ウ 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

(5) 事件の概要

本件は、原告が、一宮市立市民病院にて腹腔鏡下子宮全摘出及び両側卵管切除手術を受けた際、担当医が子宮筋腫の遺残を見過ごした結果、再手術を余儀なくされたほか、後遺障害の残存が生じたことから、被告に対し、不法行為(使用者責任)ないし債務不履行による損害賠償の支払いを求める事案である。

2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件医療事故の損害賠償金として金1,681,890円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和6年1月末日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。但し、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告とは、本件医療事故に関しては、本件和解をもって一切解決したものとし、原告は、本件医療事故に関与した医療関係者に対しても何らの請求もなさない。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

3 損害賠償(和解金)の額  
金1,681,890円

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について

令和4年度決算における愛知県一宮市水道事業会計未処分利益剰余金451,085,216円のうち363,000,000円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

議案第100号

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について

令和4年度決算における愛知県一宮市下水道事業会計未処分利益剰余金473,048,265円のうち197,000,000円を資本金に組み入りたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項及び第2項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年11月30日提出

一宮市長 中野正康



市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 5.9.7	令和 5.7.15	交通事故	なし	一宮消防署分署
令和 5.9.21	令和 5.5.19	交通事故	なし	介護保険課

2 第2項第1号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 5.9.5	令和 5.6.24	交通事故	63,470円	63,470円	一宮消防署分署
令和 5.9.8	令和 5.7.18	交通事故	220,836円	31,350円	納税課